

令和3年度に実施した個別指導  
において保険薬局に改善を  
求めた主な指摘事項

東海北陸厚生局

# 目 次

## I 調剤全般に関する事項

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1 処方箋の取扱い       | 1 |
| 2 処方内容の変更       | 1 |
| 3 処方内容に関する薬学的確認 | 1 |
| 4 分割調剤          | 1 |
| 5 調剤済処方箋の取扱い    | 1 |
| 6 調剤録等の取扱い      | 2 |

## II 調剤技術料に関する事項

|                |   |
|----------------|---|
| 1 調剤基本料        | 3 |
| 2 調剤料          | 3 |
| 3 嚥下困難者用製剤加算   | 3 |
| 4 一包化加算        | 3 |
| 5 自家製剤加算       | 3 |
| 6 調剤料の夜間・休日等加算 | 3 |

## III 薬剤管理料に関する事項

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1 レセプトコンピュータの初期設定等       | 4 |
| 2 薬剤服用歴管理指導料             | 4 |
| 3 薬剤服用歴の記録               | 4 |
| 4 薬剤情報提供文書               | 5 |
| 5 薬剤服用歴の記録(電磁的記録の場合)の保存等 | 5 |
| 6 麻薬管理指導加算               | 6 |
| 7 重複投薬・相互作用等防止加算         | 6 |
| 8 特定薬剤管理指導加算             | 6 |
| 9 乳幼児服薬指導加算              | 6 |
| 10 かかりつけ薬剤師指導料           | 7 |
| 11 外来服薬支援料               | 7 |
| 12 服用薬剤調整支援料             | 7 |
| 13 在宅患者訪問薬剤管理指導料         | 7 |
| 14 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料       | 8 |
| 15 在宅患者緊急時等共同指導料         | 8 |
| 16 服薬情報等提供料              | 8 |

|                        |   |
|------------------------|---|
| 17 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 | 8 |
|------------------------|---|

#### IV 事務的事項

|              |   |
|--------------|---|
| 1 標示         | 9 |
| 2 届出事項       | 9 |
| 3 掲示事項       | 9 |
| 4 一部負担金等の取扱い | 9 |
| 5 薬局の管理等     | 9 |

#### V その他の事項

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1 調剤報酬明細書の記載        | 10 |
| 2 保険請求に当たっての請求内容の確認 | 10 |
| 3 保険外負担             | 10 |
| 4 関係法令の理解等          | 10 |
| 5 指導への理解            | 10 |

## I 調剤全般に関する事項

### 1 処方箋の取扱い

- 次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 処方箋の使用期間を超過している。
- 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋について、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 用法の記載がない又は不適切なもの
  - ・ 用量の記載がない又は不適切なもの

### 2 処方内容の変更

- 処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 薬剤の変更を、処方医に確認することなく行っている。

### 3 処方内容に関する薬学的確認

- 処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。
  - ・ 薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの
  - ・ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
  - ・ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法、用量で処方されているもの
  - ・ 過量投与が疑われるもの
  - ・ 倍量処方が疑われるもの
  - ・ 相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの
  - ・ 重複投薬が疑われるもの
  - ・ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの
  - ・ 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて投与されているもの
  - ・ 漫然と長期にわたり処方されているもの

### 4 分割調剤

- 分割調剤について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 長期投薬に係る処方箋について、薬剤の保存が困難であること等の理由により分割して調剤を行う場合において、調剤録等に分割調剤した理由を記載していない。

### 5 調剤済処方箋の取扱い

- 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない不適切な例が認められたので改めること。

- ・ 調剤済年月日
  - ・ 保険薬局の所在地
  - ・ 保険薬局の名称
  - ・ 保険薬剤師の署名又は記名・押印
- 調剤済処方箋について、「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない不適切な例が認められたので改めること。
- ・ 医師又は歯科医師に照会を行った場合、その回答内容
- 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載が不適切な例が認められたので改めること。
- ・ 過去に行った疑義照会の内容が記載されている。
- 6 調剤録等の取扱い
- 調剤録の記入について、次の事項を記載していない不適切な例が認められたので改めること。
- ・ 調剤した薬剤師の氏名
  - ・ 薬剤点数
  - ・ 調剤手数料
  - ・ 請求点数
- 調剤録の記入について、次の事項が誤っている不適切な例が認められたので改めること。
- ・ 処方箋の発行年月日
  - ・ 調剤年月日

## II 調剤技術料に関する事項

### 1 調剤基本料

- 受付回数を1回とすべきところを2回受付としている（同一日に複数の処方箋を受け付けた場合において、同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された処方箋について受付回数を2回として算定している。）不適切な例が認められたので改めること。

### 2 調剤料

- 調剤料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 内服薬について、1剤とすべきところ、2剤として算定している。
  - ・ 頓服薬を内服薬として算定している。

### 3 嚥下困難者用製剤加算

- 嚥下困難者用製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 薬剤師が剤形の加工の必要を認め、医師の了解を得た後剤形の加工を行った場合において、その旨を調剤録等に記載していない。

### 4 一包化加算

- 一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 治療上の必要性が認められない場合に算定している。
  - ・ 医師の了解を得ていない場合に算定している。
  - ・ 薬剤師が一包化の必要性を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨又は一包化の理由を調剤録等に記載していない。

### 5 自家製剤加算

- 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 調剤上の特殊な技術工夫を行っていない。
  - ・ 調剤録等に製剤工程を記載していない。
  - ・ 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

### 6 調剤料の夜間・休日等加算

- 調剤料の夜間・休日等加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 薬剤服用歴の記録又は調剤録に平日又は土曜日に算定した患者の処方箋の受付時間を記載していない。

### Ⅲ 薬学管理料に関する事項

#### 1 レセプトコンピュータの初期設定等

- 服薬指導等を行う前に、レセプトコンピュータへ薬剤服用歴管理指導料（特定薬剤管理指導加算1）を算定するよう入力されており、誤った算定となるおそれがあるので改めること。

#### 2 薬剤服用歴管理指導料

- 同一日に複数の処方箋を受け付けた場合において、同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された処方箋について、受付回数を2回として算定している不適切な例が認められたので改めること。
- 次の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況
  - ・ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
- 処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認する事項の確認を保険薬剤師が行っていないので改めること。
- 服薬指導の都度、過去の薬剤服用歴の記録を参照していない例が認められたので改めること。
- 残薬が相当程度認められると判断される場合には、処方医に対して連絡し、投与日数等の確認を行うよう努めること。
- 手帳を持参していない患者に対して、薬剤服用歴管理指導料の告示「注1」ただし書の点数を算定していない不適切な例が認められたので改めること。
- 手帳を持参している患者に対して、薬剤服用歴管理指導料の告示「注1」ただし書の点数を算定している不適切な例が認められたので改めること。
- 要介護被保険者等であって、同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合に、薬剤服用歴管理指導料を算定している（薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の処方箋によって調剤が行われた場合を除く。）不適切な例が認められたので改めること。

#### 3 薬剤服用歴の記録

- 薬剤服用歴の記録への記載が、指導後速やかに完了していない例が認められたので改めること。
- 薬剤服用歴の記録について、鉛筆で記載している例が認められたので改めること。
- 薬剤服用歴の記録について、次の事項の記載がない又は不適切又は不十分な例が認められたので改めること。
  - ・ 患者の基礎情報

- ・ 処方及び調剤内容等（処方内容に関する照会の内容等）
  - ・ 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴）
  - ・ 薬学的管理に必要な患者の生活像
  - ・ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
  - ・ 疾患に関する情報（傷病、既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するもの）
  - ・ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況
  - ・ 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
  - ・ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
  - ・ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
  - ・ 患者又はその家族等からの相談事項の要点
  - ・ 服薬指導の要点
  - ・ 手帳活用の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無）
  - ・ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
  - ・ 指導した保険薬剤師の氏名
- 服薬指導の要点について、同様の内容を繰り返し記載している例が認められた。服薬指導は、処方箋の受付の都度、患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえた上で行うものであり、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、具体的に薬剤服用歴の記録に記載すること。

#### 4 薬剤情報提供文書

- 薬剤情報提供文書について、次の事項の記載が不適切又は不十分な例が認められたので改めること。
- ・ 用法
  - ・ 用量
  - ・ 効能、効果
  - ・ 副作用
- 薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ・ 効能・効果等に関する記載について、誤解を招く表現となっている。

#### 5 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等

- 電子的に保存している記録について、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5.1 版」に準拠していない次の不適切な例が認められたので改めること。
- ・ 英数字、記号を混在させた 13 文字以上の推定困難な文字列を使用していない。
  - ・ 英数字、記号を混在させた 8 文字以上の推定困難な文字列を定期的（最長でも 2 ヶ月



以内)に変更していない。

- ・ 二要素以上の認証の場合、英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を使用していない(ただし他の認証要素として必要な電子証明書等の使用にPIN等が設定されている場合には、この限りではない)。
- ・ 修正履歴が表示されない。
- ・ 特定のIDを複数の事務職員が使用している。
- ・ 運用管理規定がない。
- ・ 運用管理規程に定めているシステムの監査を実施していない。

#### 6 麻薬管理指導加算

- 麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 麻薬による鎮痛等の効果や副作用の有無の確認を行っていない。
  - ・ 薬剤服用歴の記録に指導の要点の記載がない又は不十分である。

#### 7 重複投薬・相互作用等防止加算

- 重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 処方の変更が行われなかった場合に算定している。
  - ・ 薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。
  - ・ 「残薬調整に係るものの場合」に、「残薬調整に係るもの以外の場合」の加算を算定している。
  - ・ 「残薬調整に係るもの以外の場合」を算定しているが、併用薬との重複投薬、併用薬、飲食物との相互作用、そのほか薬学的観点から必要と認める事項について、処方医に対して連絡・確認を行っていない。

#### 8 特定薬剤管理指導加算

- 特定薬剤管理指導加算1について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
  - ・ 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
  - ・ 薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない又は不十分である。
  - ・ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。

#### 9 乳幼児服薬指導加算

- 乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載がない又は不十分である。

- ・ 薬剤服用歴の記録及び手帳に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない又は不十分である。

#### 10 かかりつけ薬剤師指導料

- かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等について、全て把握していない。

#### 11 外来服薬支援料

- 外来服薬支援料について、薬剤服用歴の記録に次の事項を記載していない不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 処方医の了解を得た旨又は情報提供した内容
  - ・ 当該薬剤の名称

#### 12 服用薬剤調整支援料

- 服用薬剤調整支援料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 複数の保険医療機関から内服薬が合計6種類以上処方されていない患者に対して算定している。

#### 13 在宅患者訪問薬剤管理指導料

- 在宅患者訪問薬剤管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 薬学的管理指導計画を策定していない。
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料について、薬剤服用歴の記録に次の事項の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
  - ・ 訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容
  - ・ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点
  - ・ 患者の体質
  - ・ 薬学的管理に必要な患者の生活像
  - ・ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
  - ・ 疾患に関する情報
  - ・ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況
  - ・ 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
  - ・ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
  - ・ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
  - ・ 患者又はその家族等からの相談事項の要点
  - ・ 服薬指導の要点
  - ・ 処方医から提供された情報の要点
  - ・ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

- 麻薬管理指導加算について、薬剤服用歴の記録に次の事項の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
  - ・ 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的指導の内容
  - ・ 訪問に際して行った患者・家族への指導の要点
  - ・ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点
- 14 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料
  - 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料について、薬剤服用歴の記録に次の事項の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
    - ・ 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医から緊急の要請があった日付及び当該要請の内容並びに当該要請に基づき訪問薬剤管理指導を実施した旨
    - ・ 当該保険医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点
  - 麻薬管理指導加算について、薬剤服用歴の記録に次の事項の記載がない例が認められたので改めること。
    - ・ 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容
- 15 在宅患者緊急時等共同指導料
  - 麻薬管理指導加算について、薬剤服用歴の記録の次の記載が不十分な例が認められたので改めること。
    - ・ 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容
    - ・ 訪問に際して行った患者・家族への指導の要点
- 16 服薬情報等提供料
  - 服薬情報等提供料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
    - ・ 患者の同意を得ていない。
  - 服薬情報等提供料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。
    - ・ 患者の服薬期間中に新たに情報提供した事項、服薬期間中及び処方箋受付時に確認した患者の服薬状況等及び指導等について、情報提供の都度、薬剤服用歴の記録に記載していない。
- 17 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料
  - 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
    - ・ 薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を記載していない。

## IV 事務的事項

### 1 標示

- 保険薬局である旨の標示がないので改めること。

### 2 届出事項

- 次の届出事項に変更が認められたので、速やかに東海北陸厚生局長に届け出ること。
  - ・ 保険薬剤師の異動（採用、退職）
  - ・ 開局時間の変更
  - ・ 休業日の変更

### 3 掲示事項

- 掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
  - ・ 薬剤服用歴管理指導料に関する事項の掲示がない。
  - ・ 東海北陸厚生局長に届け出た事項（施設基準）に関する事項を掲示していない。
  - ・ 地域支援体制加算の施設基準について、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることを保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。
  - ・ 健康相談又は健康教室を行っている旨を保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示していない。
  - ・ 後発医薬品調剤体制加算の施設基準について、後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。
  - ・ 届け出と異なる開局時間を掲示している。
  - ・ 明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。
  - ・ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。
  - ・ 時間外加算等を算定する保険薬局について、開局時間を保険薬局の内側及び外側のわかりやすい場所に掲示していない。
  - ・ 調剤料の夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯を保険薬局内のわかりやすい場所に掲示していない。

### 4 一部負担金等の取扱い

- 一部負担金について次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 一部負担金を一部受領していない。

### 5 薬局の管理等

- 薬局の管理等について、後発医薬品の備蓄に関する体制、後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めていない不適切な例が認められたので改めること。

## V その他の事項

### 1 調剤報酬明細書の記載

- 「処方」欄の記載方法に誤りが認められたので改めること。
  - ・ 用法
- 一包化加算について、当該加算の算定対象となる剤が複数ある場合に、一包化した薬剤について、一包化を行った全ての剤の「加算料」欄に「包」の記号を記載していない不適切な例が認められたので改めること。
- 一般名処方が行われた医薬品について、後発医薬品を調剤しなかった場合に、実態と異なる理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載している不適切な例が認められたので改めること。

### 2 保険請求に当たっての請求内容の確認

- 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう保険薬剤師による処方箋、調剤録及び調剤報酬明細書の突合・確認を行うこと。
- 請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴の記録又は調剤報酬明細書の確認が行われていないので改めること。

### 3 保険外負担

- 患者からの実費徴収について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 実費徴収に係る薬剤の容器の費用（患者に貸与するものに限る。）について、薬局の内側の見えやすい場所に掲示していない。

### 4 関係法令の理解等

- 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。
- 保険調剤に係る調剤情報等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の規定を踏まえ、その取扱いに係る薬局内掲示を行う等、配慮すること。
- 開設者は今回の指導結果の内容を踏まえ、同様に開設者となっている他の保険薬局について状況の把握を行い、業務内容等について必要な改善を行う等、保険調剤の質的向上及び一層の適正化を図ること。

### 5 指導への理解

- 指導の趣旨を理解すること。（今回の指導を受ける直前に薬剤服用歴の記録の補正が行われている。指導の目的は、適正な保険調剤を確保し、加えてその質を向上させることにあるところ、指導を受けるに際し、薬剤服用歴の記録の補正を行うことは不適切であるので、今後は行わないこと。）